第七号の二様式別表七(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書(その1)

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額(過去適用事業年度の第7号の2様式(その1)の⑩)	税額控除額(過去適用事業年度の第7号の2様式(その1)の⑨)	②につき法第53条第42項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第53条第41項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②＋③－④	⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額 (⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額	①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額 (①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
計						⑧	⑨

各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	
事務所又は事業所	従業者数又は補正後の従業者数	各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額
名称 / 所在地		⑩
	人	円
合計		

第七号の二様式別表七(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書
(その2)

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の第7号の2様式(その2)の⑪)	税額控除額 (過去適用事業年度の第7号の2様式(その2)の⑩)	②につき法第53条第42項及び第321条の8第42項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第53条第41項及び第321条の8第41項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②＋③－④	⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額 (⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額	①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額 (①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
計						⑧ (イ) (ロ)	⑨ (イ) (ロ)

各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

	事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額 ⑩	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額 ⑪
特別区以外			人	円	人	円
	小計			⑫		⑬
特別区				⑨(イ)－⑫		⑨(ロ)－⑬
合計						

第7号の2様式別表7記載要領

1　この明細書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。)が法第53条第41項又は第42項(これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。)及び第321条の8第41項又は第42項(これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書、第7号の2様式の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。

2　(その1)の記載に当たっては、次によること。

(1)　「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「(⑤－①)又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

(2)　「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「(①－⑤)又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

3　(その2)の記載に当たっては、次によること。

(1)　「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「(⑤－①)又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

(2)　「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「(①－⑤)又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。